

障 第 975 号
令和 5 年 12 月 26 日

各和歌山県所管
訪問系サービス事業所運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

訪問系サービス事業所における人員基準の遵守について

平素より本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、指定居宅介護等の訪問系サービス事業所において、人員基準を遵守できていない事例が見受けられます。人員基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に基づき、障害福祉サービス事業所が遵守すべきものですので、下記の内容をご確認いただき、人員基準の遵守をお願いします。

人員基準違反が判明した場合、その内容によっては行政処分（指定取消・効力停止等）の対象となりますので、十分ご留意ください。

記

- ・指定居宅介護等の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は常勤換算方法で 2.5 以上配置すること。
※勤務予定だけでなく、勤務実績においても常勤換算方法で 2.5 以上の配置が必要。
- ・※新規指定事業所についても、事業開始月から勤務実績において常勤換算方法で 2.5 以上配置すること。
- ・指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の従業者の人員要件は以下の通り。
当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重

度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護のうちの3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。)

- ・勤務実績については、従業者ごとに日々の勤務時間を記録し、各月の勤務実績を管理すること。勤務実績に含むことが出来る時間については、「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」(厚生労働省作成)を参照し、適切に管理すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/kantoku/090501-1.html

- ・管理者やサービス提供責任者等の職種を兼務している従業者については、職種ごとに勤務時間を明確に分け、勤務実績を管理すること。

※管理者としての勤務時間は直接処遇職員としての勤務でないため、常勤換算方法2.5以上の算定に含められない。

(サービス提供責任者としての勤務時間は含めることはできる。)

※サービス提供責任者として配置する従業者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上の勤務時間を確保すること。

(例：管理者4時間・サービス提供責任者4時間の勤務。)

和歌山県 障害福祉課 施設福祉班

TEL：073-441-2537 (直通)

メール：e0404002@pref.wakayama.lg.jp